

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和7年8月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	2 2 : 短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1 : 介護老人保健施設（Ⅰ）」 「5 : 介護老人保健施設（Ⅱ）」 「7 : 介護老人保健施設（Ⅲ）」 「9 : 介護老人保健施設（Ⅳ）」 2 A : 短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2 : Ⅱ型介護医療院」 「3 : 特別介護医療院（人員配置区分 2 : Ⅱ型）」 5 2 : 介護保健施設サービスの「施設等の区分」欄 「1 : 介護保健施設（Ⅰ）」 「5 : 介護保健施設（Ⅱ）」 「7 : 介護保健施設（Ⅲ）」 「9 : 介護保健施設（Ⅳ）」 5 5 : 介護医療院サービスの「施設等の区分」欄 「2 : Ⅱ型介護医療院」 「3 : 特別介護医療院（人員配置区分 2 : Ⅱ型）」 2 5 : 介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「1 : 介護老人保健施設（Ⅰ）」 「5 : 介護老人保健施設（Ⅱ）」 「7 : 介護老人保健施設（Ⅲ）」 「9 : 介護老人保健施設（Ⅳ）」 2 B : 介護予防短期入所療養介護の「施設等の区分」欄 「2 : Ⅱ型介護医療院」 「3 : 特別介護医療院（人員配置区分 2 : Ⅱ型）」	「その他該当する体制等」欄の「室料相当額控除」 「1 : 非該当」 「2 : 該当」 を新設	（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。